

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

(洪水：総合防災マップ)

当市の総合防災マップ(※1)によると、当会が立地する地域において最大3mを超える浸水が予想されているが、中心市街地を通る国道354号線沿いに位置する当会に隣接する市街地の商業地区(岩井地区商店街)においては概ね浸水想定はされていない。しかし、利根川流域の市西南部に位置する七郷支部(最大浸水予想20m)、長須支部(最大浸水予想10m)においては甚大な被害が予想される。その他、当会員地区(支部)における浸水想定予測は下記に示す通り。

(※1) 利根川が氾濫した場合の最大規模の浸水想定(市西南部)及び鬼怒川が氾濫した場合の最大規模の浸水想定(市東部)における洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示したもの。

支部名	商業	工業	建設業	サービス業	合計	最大浸水予想
本町	62	8	36	39	145	3m
仲町	12	0	5	10	27	0m
新町	45	4	9	22	80	0m
東横町	25	7	15	9	56	0.5m
辺田	53	13	23	32	121	0m
弓馬田	12	12	16	14	54	0m
飯島	4	7	15	3	29	3m
神大実	15	23	33	21	92	0m
七郷	23	16	28	23	90	20m
中川	21	19	29	41	110	0.5m
長須	12	4	20	10	46	10m
七重	19	26	37	19	101	3m
沓掛	58	27	33	42	160	0m
逆井山	27	23	59	33	142	0m
生子菅	30	17	35	10	92	3m
合計	418	206	393	328	1,345	

※最大浸水予想値(m)については、「国土交通省ハザードマップポータルサイト：重ねるハザードマップ」に家屋が表記されており、かつ最大浸水予想区域になっている場所を対象に記載している。



(出典：坂東市「総合防災マップ」)

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図（中心位置：坂東市役所）によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が45.8%以上、震度5弱以上の地震が99.9%以上の確率で発生するとされている。



(出典：J-SHIS「地震ハザードカルテ2019年基準」)

(その他)

市内の利根川流域（市西南部）においては、昭和22年9月15日に発生した「第9号、カスリーン台風」において、旧中川村の長谷付近（現在の鶴戸沼排水機場付近）の堤防が約250mにわたって決壊し、行方不明者1名、罹災者309名、家屋流失6戸、床上浸水39戸、床下浸水3戸という甚大な被害を及ぼした。また、本市には利根川、飯沼川、西仁連川等の河川と水路があり、昔から氾濫により幾多の被害を受けている。最近は大河川ではなく、小規模な内水氾濫等の水害が目立つ。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 : 2,695人
- ・小規模事業者数 : 2,082人

### (坂東市の商工業者動態)

当市の商工業者の業種動態は、商店街を中心とした卸・小売業や公共工事等の受注をメインとした建設業の構成比が比較的多かったが、卸小売業は大型商業施設の進出、建設業は公共工事の受注減によって減少傾向である。また、全体的な特徴として後継者不足による廃業がある。また、管内の小規模事業者数は事業者全体の約77%を占めており、古くから商店街地区を中心として地域経済・雇用を支えてきたが、景気低迷・人口の減少・消費需要の低下・後継者不在による廃業の増加が減少率からも顕著に表れており、今後についても減少傾向は続くと思われる。

#### 【内訳】

業種分類	H26	構成比	備考（事業所の立地状況等）
建設業	516	19.2%	市内に広く分布している
製造業	461	17.1%	市街地から少し離れた地域に多い、工業団地
電気・ガス・水道業	0	0%	-
運輸・通信業	114	4.2%	市街地から少し離れた地域に多い
卸売・小売業	603	22.4%	市街地の商店街を中心に市内に広く分布している
金融・保険業	18	0.6%	市街地に多い
不動産業	83	3.1%	市街地に多い
サービス業	889	33.4%	市街地の商店街を中心に市内に広く分布している
合計	2,695	100%	
小規模事業者数	2,082		
商工業者数のうち、小規模事業者数が占める割合	77.5%		

※平成26年経済センサス基礎調査

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・坂東市国土強靱化計画の策定（令和2年5月）
- ・防災訓練の実施
- ・「坂東市総合防災マップ」作成、配布
- ・防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・防災ラジオなどによる情報伝達体制の構築
- ・避難所・避難場所及び福祉避難所の指定
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・坂東市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・坂東市新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）

#### 2) 当会の取組

##### (自然災害)

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・税制優遇や補助金加点に係る事業継続力強化計画作成支援
- ・茨城県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・直接被害で罹災された事業者や間接被害で影響を受けている事業者を対象に、制度融資を活用した融資相談会（一日公庫）開催
- ・当会の会員を対象に、自然災害により企業活動にどんな影響を受けているのか等について実態（影響）調査を実施

##### (感染症)

- ・緊急相談窓口の設置
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、当市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供
- ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、制度融資を活用した融資相談会（一日公庫）開催
- ・当会の会員を対象に、感染症により企業活動にどんな影響を受けているのか等について実態（影響）調査を実施
- ・イベントの中止／延期

## II 課題

現状では、緊急時の取組に係る協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が十分にいないといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策においても、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

##### (当会の課題)

- ・当市と当会における災害時の取組みは、「坂東市地域防災計画」には規定されていないが、市との具体的な協力体制の構築が望ましい。
- ・当会「事業継続計画」は整備されておらず、防災体制が構築されていない。

- ・当会の所在地が地震の被害や河川氾濫に伴う浸水（最大浸水予想3m）の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員が多く在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

（管内事業者の課題）

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。また、家族のみで経営している小規模事業者等においては、BCPへの関心が低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### Ⅲ 目標

- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・専門家や損保会社等との連携による支援体制を構築し、BCP策定支援を強化する。  
（事業継続力強化計画認定4社／年、共済・保険加入推進4社／年）
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における「被害情報報告ルート」を構築する。
- ・当会が早急な対応の拠点として機能しない可能性もあることから、不測の事態に備え、商工会が閉鎖した場合に会員支援が継続できるように各市と「災害時等における連携支援協定書」を締結する他、近隣商工会との連携体制を構築する。
- ・発災時の避難誘導等における避難場所・経路の確認、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。
- ・感染症リスクに対しても、当会において感染症発生時には速やかに保健所や医療機関への報告、当会館の消毒や閉館の考え方など感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制構築も同時に図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

## (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・当市と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に「坂東市総合防災マップ」等を用いながら、会員事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において国や当市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。（PDCAサイクル、企業の信頼性向上、他社との競争優位性の獲得等）
- ・BCPの取組に関する専門家や損保会社等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施（年1回予定）する。個別指導は年4事業所を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 当会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度に事業継続計画を作成。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、市内事業者を対象に普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況を確認する。
- ・（仮称）坂東市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改

善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

■大規模自然災害

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。下記のように職員の居住地により災害発生時においても、5～6名は出勤できるものと想定する。  
（職員の居住地一覧）

	坂東市	古河市	常総市	つくば市	つくば みらい市	土浦市
11名	5名	2名	1名	1名	1名	1名
通勤距離 (概算)	5-10 km	20-25 km	8 km	20 km	20 km	30 km
通勤手段	車	車	車	車	車	車
所要時間	15-20分	40-50分	15分	45分	50分	60分

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市・茨城県商工会連合会と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> </ul>

ほぼ被害 はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない
-------------	----------------	--------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

- ・当市と当市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する ※会館の被害状況により変動あり
1週間～2週間	1日に1回程度共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回程度共有する
1ヵ月以降	1週間に1回程度共有する

## ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当市は、巡回・電話等により会員事業所の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・当市と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

### 4) 被害情報の報告

- ・当市と当市とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。  
また、当市においては茨城県商工会連合会が定める期日までに報告を行う。

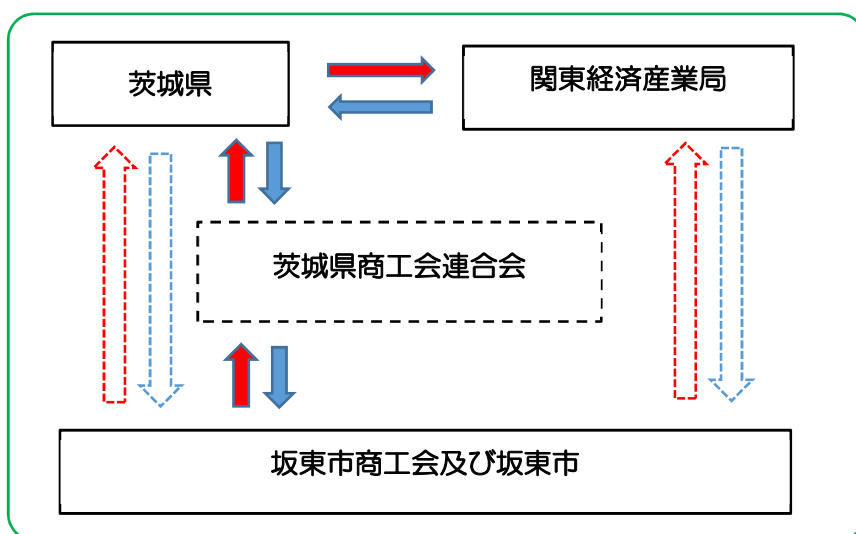
※上記被害状況（情報）とは、需要減少による売上減少や資金繰り悪化など感染症による影響を指す。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことと可否について検討する。
- ・当市と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当市と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当市又は当市より茨城県へ報告す



る。  
(連絡体制)



※参考

実線：通常時の対応  
 (赤) 報告  
 (青) 指示, 情報提供

点線：緊急時の対応  
 (赤) 報告  
 (青) 指示, 情報提供

(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

関係団体の被害状況										調査日時		調査場所			
										年月日	時間	場所	備考		
<p>調査対象：( ) 調査対象団体の名称</p> <p>調査内容：( ) 調査対象団体の名称</p> <p>調査結果：( ) 調査対象団体の名称</p>															
調査対象団体の被害状況										調査対象団体の名称					
No.	事業名	業種	事業形態	所在地	従業員数	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)	従業員数(1975)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															

< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、相談窓口の開設方法について当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、管内小規模事業者等へ巡回訪問や説明会、HP等で周知する。

< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

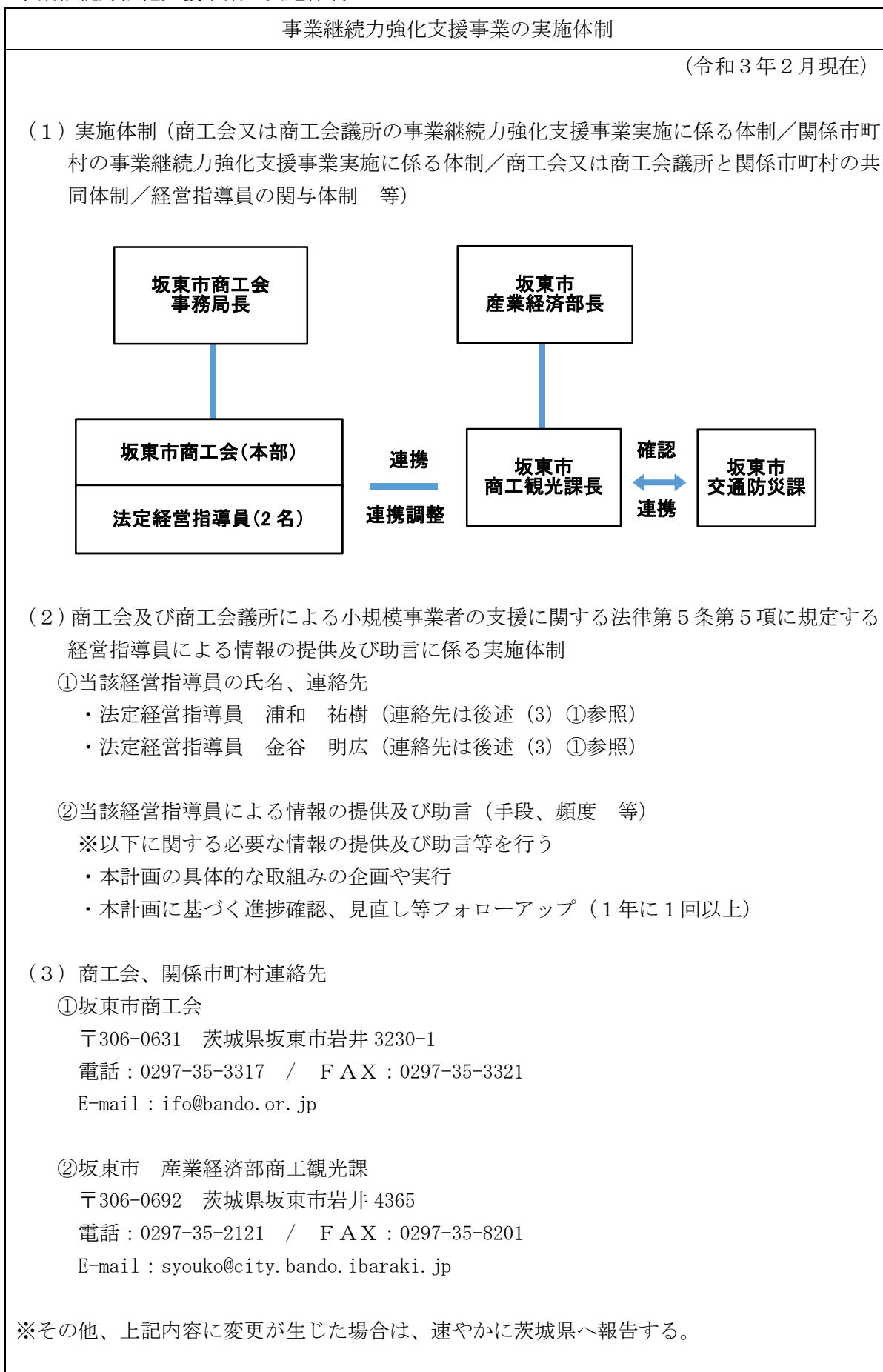
- ・茨城県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	280	380	380	380	380
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ製作費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、坂東市補助金、茨城県補助金、事業収入 等
但し、専門家派遣・セミナー開催等で連携する損保会社等が無償で派遣承諾頂いたときは、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等